

要望理由	<p>(1) 政策目的 子育て支援に係る経済的措置を講ずることにより、もって、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 子ども・子育て支援については、家庭等における子育てを前提に社会全体でこれを支援していく必要。児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、政府の検討が義務づけられている。</p>
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標3 子ども及び子育て家庭を支援すること 3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度、平成 26 年度において同様の要望を行った（長期検討事項）。</p>
<p>ページ</p>	<p>20—4</p>